

令和8年度 第1回 五泉市国民健康保険運営協議会会議録

開催日 令和 8 年 8 月 5 日 水曜日

開催場所 五泉市役所 5 階 第 2 委員会室

出席者	委員	会 長	佐藤 浩		
		副会長	-		
		(第 1 号)	森 智子	委員	
			浅井 隆子	委員	
			齋藤 博子	委員	
			杉山 眞弓	委員	
出席者	委員		亀山 公子	委員	
		(第 2 号)	大日方 一夫	委員	
			笹川 真司	委員	
			相田 悟	委員	
		(第 3 号)	山田 正良	委員	
			阪井 明子	委員	
出席者	委員	(第 4 号)	松井 丈幸	委員	
	説明員	中村副市長			
		税 務 課	風間課長、松村係長		
		健康福祉課	渡邊（孝）課長、宇野課長補佐		
			小玉課長補佐		
		市 民 課	渡辺（純）課長、高橋課長補佐、		
出席者	書記		小池係長		
		市 民 課	渡邊（貴）主事		

欠席委員

(第 2 号) 金子 洋 委員

(第 3 号) 阿部 周夫 委員

小林 泰訓 委員

(第 4 号) 礪野 寧宏 委員

付 議 事 件 及 び 審 査 結 果

報告第 1 号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正等について

報告第 2 号 令和 7 年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算について

報告第 3 号 令和 8 年度五泉市国民健康保険税について

そ の 他

会議録署名委員 杉山 眞弓 委員

午後 1 時 15 分

開 会

議 事 の 経 過 概 要	
————— 主な質疑・意見等 —————	
高橋市民課 課長補佐	本日はご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 ご案内の時刻となりましたが、開会に先立ちまして、ご欠席されております委員のご報告と委員の交代のお知らせをいたします。 初めに、本日ご欠席されております委員は、医師等代表 金子洋委員、公益代表 阿部周夫委員、小林泰訓委員、被用者保険代表 磯野寧宏委員より、欠席のご連絡をいただいております。なお、田邊市長ですが、本日体調不良のため、急遽欠席となっております。 続きまして、委員の交代についてであります。医師等代表として委員をお願いしておりました歌川祐二様であります。令和8年3月末をもって退任をされました。後任につきましては、五泉市東蒲原郡医師会から人手不足により推薦できない旨の申出があったため、4月より1人減員となりました。 また、被用者保険代表の荒井悟委員の人事異動に伴いまして、新たに松井丈幸委員が就任されました。 それでは松井委員から一言ごあいさつをお願いいたします。
松井委員	お世話になります。はじめまして、松井と申します。 私、健康保険組合からの参加ということなんですけれども、健康保険組合自体と健康保険自体がまるっきり素人のところからの異動ということで、右も左もに加えて後ろも前も分からないような状況です。 とんちんかなことを言うこともあるかと思いますが、よろしく願います。
高橋市民課 課長補佐	ありがとうございました。次に、資料の確認をお願いいたします。 本日は、令和8年度五泉市国民健康保険運営協議会議案書、令和8年度五泉市国民健康保険運営協議会参考資料、令和8年度五泉市国民健康保険事業計画の3冊を事前に送付させて頂いております。 他に、委員名簿、座席表を配布しております。また、資料の訂正があります。議案書18ページの子ども・子育て支援金分の表に一部計算誤りがありましたので、お手数をおかけしますが、差し替えをお願いいたします。 以上、不足等ございましたら、お申し付けください。 本日の会議は、本年度に入りまして初めての協議会となります。 4月に人事異動がありましたので、職員の自己紹介をさせて頂きたいと思っております。 それでは、はじめに健康福祉課から願います。
渡邊健康福祉 課長	健康福祉課長をしております渡邊と申します。 よろしくお願いいたします。
小玉健康福祉 課 課長補佐	健康福祉課課長補佐の小玉と申します。 よろしくお願いいたします。

宇野健康福祉課 課長補佐	健康福祉課課長補佐の宇野です。 よろしくお願いいたします。
風間税務課長	税務課長をしております風間と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。
松村税収係長	税務課税収係長の松村です。 よろしくお願いいたします。
渡辺市民課長	市民課課長の渡辺と申します。2年目になります。 昨年度は保険税の税率改正に際し、皆様からご協力をいただきましてありがとうございました。 引き続き、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。
高橋市民課課長補佐	同じく市民課課長補佐の高橋と申します。 よろしくお願いいたします。
小池保険年金係長	市民課保険年金係長の小池と申します。 よろしくお願いいたします。
渡邊主事	市民課主事の渡邊と申します。 よろしくお願いいたします。
高橋市民課課長補佐	自己紹介は以上であります。 それでは、ただ今から、令和8年度第1回五泉市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 議案書1ページの次第により進めさせていただきます。 はじめに、佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。
佐藤会長	皆さんこんにちは。 昨日、梅雨が明けたという報道がありまして、今日も2日目ですけれども、大変暑い日が続くかと思えます。皆さんの健康に影響しないことを祈るばかりであります。 今日の議題は3点。国保税率の一部改正、令和7年度の決算、令和8年度の国民健康保険税になります。 そしてプラスに令和8年度税率改正の結果や、財政調整基金への影響についてご報告をさせていただくということになっております。 今回の会は、令和8年度から税率改正、議会でも承認をいたしまして、改正をされたために、税率は変わりましたが、その後の初めての会議となりますので、皆さんよろしくお願いいたします。 そして会議のスムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。
高橋市民課課長補佐	ありがとうございました。 続きまして、中村副市長よりよろしくお願いいたします。
中村副市長	皆さんこんにちは。

今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
本来であれば田邊市長がご挨拶するところですけども、先ほど司会の方からありましたが、新聞や広報で紹介されておりますようにメニエール病で、今までちょっと安定してたんですけど、今日午前中までは元気に仕事してたんですが、お昼ごろに悪くなってしまうと、一旦悪くなると数時間は回復しないものですから、私が代わってご挨拶をさせていただきたいと思います。

4月から副市長を拝命しております中村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様からは、日頃から国保運営をもとより市政全般にわたりましてご理解をいただいておりますことに感謝申し上げます。

本日はですね、事前にお配りさせていただいた資料のとおり、令和8年2月の定例会でですね、先ほど佐藤会長の方からお話ありましたが、国保税率改正、議決いただいた税率についてご報告をさせていただきたいと思っておりますし、ご理解、ご意見やご要望を賜りたいというふうに考えているところでございます。

後ほど報告もありますが、7年度の会計につきましても、約5,110万円を8年に繰り越したところでございます。後ほど話もありますが、実際今年度の算定をして賦課をしたところ、皆さんご承知だと思っておりますけども、農家の方たち国保に入っておられますけども、だいぶお米の値段も高うございましたんで、去年の所得が非常に上がったと。その前の年から少し上がってたんですが、その関係でですね、税率は下げたところでありますが、その農家の方たちの部分が主なんですけれども、非常に保険税の収入が我々の想定よりも多かったもんですから、この後に話をさせていただきますけども、改めて来年度もう一段、税率改正も必要なのかなと思っております。昨年度、3回ほど皆様から色々ご議論いただいたところでありますけども、そこでお話しました基金の減っていくカーブっていうのが、今その税収がちょっと増えたもんですから、なかなかちょっともう1回見直さなきゃだめなのかなというふうなところもございます。

それからドック費用の助成金なんかも、今だと人間ドック助成を受けたら、がんドック助成は駄目ですよというふうにやってるんですけども、その辺もドックはみんな受けてもいいんじゃないかというような併用もですね、やっていったらどうかというふうに考えているところでございます。後ほど担当の方からご説明をさせていただくところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

財政につきましてはそういったところでございますけども、やっぱり被保険者を一人ひとり見ますと、どうしてもその“がん”ですとか“脳血管疾患”ですとか、“糖尿病”などがあって、どうしても給付費がかかるもんですから、こういう状況はよろしくないなということで、非常に注視をしていかなきゃいけないなと思っております。市民の方がですね、やっぱり希望を持って生活するためには、なんと言っても健康が幸せの元でございまして、そういったところをやっていききたいなというふうに考えております。

今年度につきましても、ナッジ理論活用した受診勧奨ですとかですね、特定健診に係る個人負担の無償化なんかも引き続き実施いたしまして、特定健診を進めていきたいというふうに思っております。

つきましては委員の皆様からもお力添えを賜りたいと思っております

	ので、様々なご意見、忌憚ないご意見を頂戴したいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
高橋市民課 課長補佐	ありがとうございました。 続いて3、議事となりますが、ここからの進行は、協議会規則の規定によりまして、会長からお願いいたします。 それでは、よろしくお願いいたします。
佐藤会長	それでは、ただいまの出席委員は12人で過半数に達しておりますので、協議会規則第5条の規定により令和8年度第1五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 それでは次第の3、議事に移ります。 会議録署名委員の指名であります、協議会規則第11条第2項の規定により、杉山眞弓委員を指名いたします。 次に、報告第1号 五泉市国民健康保険税条例の一部改正等についてであります。 それでは説明をお願いします。
中村副市長	はい、議長。
佐藤会長	はい、中村副市長。 報告第1号五泉市国民健康保険税条例の一部改正等について、ご説明申し上げます。 この度の条例改正の主なものは、昨年11月28日に本協議会から国民健康保険税率の改正に関する答申を受け、国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。 改正の内容についてご説明いたします。 第3条は、子ども・子育て支援納付金課税額を規定したものであります。 第4条から第8条は、所得割額、均等割額及び平等割額を引き下げるものであります。 第8条の2から4は、子ども・子育て支援納付金課税額について規定するものであります。 第15条は、均等割額及び平等割額の引き下げに伴い、規定を改めるものであります。 なお、詳細につきましては、市民課長に説明させます。
渡辺市民課長	はい、議長。
佐藤会長	はい、渡辺市民課長。
渡辺市民課長	それでは、報告第1号五泉市国民健康保険税条例の一部改正等について、ご説明いたします。 議案書の3ページをお願いします。1. 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。 令和8年第1回五泉市議会定例会におきまして、昨年11月28日にあり

佐藤会長	ました本協議会からの答申を踏まえ、国民健康保険税率を引き下げたものであります。 改正の主な内容について申し上げます。 第3条は、子ども・子育て支援納付金課税額を規定するものであります。 第4条から第8条は、所得割額、均等割額及び平等割額を引き下げるものであります。 第8条の2から4は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額及び18歳以上被保険者均等割額について規定するものであります。 第15条は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の被保険者均等割額並びに世帯平等割額の引き下げに伴い規定を改めるものであります。また、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について規定するものであります。 議案書の4ページをお願いします。この度の税率改正について、新旧比較を表にまとめております。太枠で囲んだ部分をご覧ください。令和7年度と比較しまして、所得割で3.41%の減、均等割で8,400円の減、平等割で8,100円の減となっております。 なお、この度の改正による国保財政への影響につきましては、報告第3号にてご説明いたします。 次に、2. 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。 令和8年第2回五泉市議会定例会におきまして、地方税法施行令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付けで専決したものにつきまして、承認をいただいたものであります。 改正の主な内容について申し上げます。 第3条は、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納金課税額の課税限度額を3万円に規定するものであります。 第15条は、被保険者均等割額と世帯別平等割額の5割及び2割軽減の軽減判定基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するものであります。 なお、この度の改正による国保財政への影響につきましては、6ページの(4)条例改正による国民健康保険税への影響に記載のとおり、4月1日時点で算定しますと、課税限度額引き上げにより2万円増額となる一方、軽減基準額の引き上げにより約51万円減額になるものと見込んでおります。 次に7ページをお願いします。3. 令和8年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。 令和8年第2回五泉市議会定例会におきまして、人事異動に伴う人件費の調整を行ったものであります。 以上、五泉市国民健康保険条例の一部改正等につきまして、ご報告いたします。 それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。 ないようでありますので、報告第1号を終了いたします。
-------------	--

	次に、報告第2号 令和7年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。 それでは説明をお願いします。
中村副市長	はい、議長。
佐藤会長	はい、中村副市長。
中村副市長	報告第2号令和7年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。 歳入総額46億3,594万6,185円、歳出総額45億8,481万2,888円で、歳入から歳出を差し引いた5,113万3,297円を令和8年度に繰越いたしました。 また、不測の事態や今後見込まれる財政需要に備え、財政調整基金に1億9,141万5,052円を積み立てたところであります。 以上、令和7年度決算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては市民課長に説明させます。
渡辺市民課長	はい、議長。
佐藤会長	はい、渡辺市民課長。
渡辺市民課長	それでは、報告第2号令和7年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。 決算につきましては、9月定例会市議会におきましてご審議いただく予定となっております。 それでは、歳入歳出とも主なものについてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。 1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者、退職被保険者等を合わせて8億6,265万5,263円となりました。現年課税分の収納率は96.42%で、令和6年度から0.10ポイント低下しました。 5款県支出金は32億9,326万8,101円で、市町村が行う保険給付に対し交付される普通交付金は32億2,279万5,486円、結核・精神疾病に係る医療費が多額であるなどの特殊要因や保健事業に対し交付される特別交付金は、7,047万2,615円となりました。 7款繰入金につきましては、職員の人件費や財政基盤の安定化を目的に一般会計から、3億8,490万5,296円を繰り入れいたしました。 8款繰越金7,783万2,300円は、令和6年度からの繰越であります。 9款諸収入1,220万1,373円は、一般被保険者延滞金1,207万2,012円、交通事故など第三者からの不法行為等に基づく保険給付として、一般被保険者第三者納付金9万5,038円が主なものであります。 次に、歳出について説明いたします。11ページをお願いします。 1款総務費7,514万3,731円は、職員の人件費や、国民健康保険税の賦課・徴収に係る経費が主なものであります。 2款保険給付費32億2,482万3,040円は、一般被保険者に対する療養給付費27億4,630万1,683円、高額療養費4億4,535万5,039円が主なものであります。

	3 款国民健康保険事業費納付金 10 億 1,568 万 5,181 円ではありますが、県へ納付する医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の負担金であります。 4 款保健事業費 5,035 万 4,307 円につきましては、特定健康診査等業務委託料及び、人間ドックに対する助成が主なものであります。 なお、特定健診につきましては 2,722 名から受診いただき、人間ドックについては 656 名に対し助成を行いました。 5 款基金積立金は、1 億 9,141 万 5,052 円を財政調整基金に積立てを行いました。 以上で令和 7 年度決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
佐藤会長	はい、それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対しご質疑ありませんか。 ないようでありますので、報告第 2 号を終了いたします。 次に、報告第 3 号 令和 8 年度五泉市国民健康保険税についてであります。 それでは説明をお願いいたします。
中村副市長	はい、議長。
佐藤会長	はい、中村副市長。
中村副市長	報告第 3 号令和 8 年度五泉市国民健康保険税について、ご説明申し上げます。 令和 7 年分の所得が確定し、本算定を行いました。 賦課総額は、7 億 3,750 万円となり、前年度と比較いたしますと 1 億 717 万 3 千円の減となりました。 令和 8 年度より医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率を引き下げたことが主な要因であります。 なお、詳細は市民課長に説明させます。
渡辺市民課長	はい、議長。
佐藤会長	はい、渡辺市民課長。
渡辺市民課長	それでは、報告第 3 号令和 8 年度五泉市国民健康保険税についてご説明いたします。 議案書の 14 ページをお願いいたします。 今年度の国民健康保険税ですが、算定の結果、賦課総額 7 億 3,750 万円で、対前年度比 1 億 717 万 3 千円、12.69%の減となりました。 減額の要因としましては、報告第 1 号で説明しましたように、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率を引き下げた影響が最も大きいと考えております。 なお、次ページ以降には、金額の算定根拠を示す資料を添付しております。

すので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、賦課の現状とR 8 税率改正の効果ということで、スライド(パワーポイント)を使って説明をしたいと思います。はじめに賦課の仕組みについてご説明いたします。国民健康保険の賦課総額は被保険者数、課税所得、税率によって算出されております。被保険者数は市の人口減少や被用者保険の拡大などにより毎年減少しております。特に令和4年度から令和7年度は団塊世代が後期高齢者医療へ移行したことにより、大きく減少しました。

次に課税所得と賦課総額の推移を表したものになります。課税所得は被保険者数の減少に伴い、令和6年度までは減少しておりますが、令和7年度、令和8年度は農業所得の増加に伴い課税所得は増加いたしました。賦課総額も課税所得同様に令和6年度までは減少し、令和7年度は農業所得増加に伴い、一旦上向きになったものの令和8年度は税率を大きく引き下げたことにより、課税所得の増加に反して賦課総額は減少しました。

次に国保制度改革のあった平成30年度から今年度までの課税所得の推移を所得区分別に表したものであります。先ほど申し上げましたとおり、令和6年度までは全ての所得が減少傾向となっております。しかし、農業所得は令和7年度から増加しており、令和7年度では8億4,273万7千円、対前年度比84.40%の増加、令和8年度では24億2,385万1千円となり、対前年比15億8,111万4千円、187.62%増加しております。

次に先ほどご説明した賦課所得・賦課総額のグラフを基に税率改定を行った効果についてご説明いたします。令和8年度の税率改正は、国保の制度改革がありました平成30年度から令和6年度の決算を基に、財政調整基金を年間1億円程度活用する見込みで設定いたしました。令和6年度の賦課総額をベースに約2億円減税する試算としておりました。緑の点線になります。実際は1億700万円の減税となりました。減少が想定より下回った要因は、何度も申し上げているとおり、課税所得の増加によるものであります。仮に税率改正を行わなかった場合ですが、赤い点線で示しておりますように2億7,000万増加していたことになります。

次に令和8年度の税率改正による財政調整基金の見込みと実績についてです。グラフのグレーの実線・点線は、令和8年度税率改正後の財政調整基金の今後の見込みについて、昨年度お示ししたものであります。青い実線は、実績を表しております。令和7年度、令和8年度と被保険者数の減少に伴い、賦課総額が減少する見込みでした。しかし、農業所得の増加により課税所得が増加したため、令和7年度は財政調整基金へ積み立てを行いました。令和8年度においても、現時点で基金が増加する見込みとなっておりますが、今後、前年度補助金の精算が予定されていることから基金積立金は相殺される見込みとなっております。

しかし、現時点で見込みと実績で2億7,200万円ほどの乖離が生じているような状況であります。この状況を踏まえまして、来年度、税率の改正等を実施したいと考えております。昨年度は基金の保有額をどの程度残すかという点から協議を開始したため、諮問に至るまでに運営協議会を3回開催させていただきました。今年度は、昨年度に決定した令和18年度の基金保有額は変更せず、計画との乖離を段階的に縮小し、当初想定していた推計値に近づけることを目標として試算した改正案を次回の運営協議会で皆様にお諮りし、ご意見を伺いたいと考えております。

ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

	今ほどご説明いたしました賦課総額及び課税所得推移につきましては、参考資料 28 ページ等に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。 以上で令和 8 年度の国民健康保険税の説明とさせていただきます。
佐藤会長	それでは質疑に入ります。 ただいまの説明に対しご質疑ありませんか。 ないようでありますので報告第 3 号を終了いたします。 次に、その他であります。 事務局何かありますか。
高橋市民課 課長補佐	はい、議長。
佐藤会長	はい、高橋課長補佐。
高橋市民課 課長補佐	それでは、その他といたしまして議案の別冊としてお配りいたしております、令和 8 年度五泉市国民健康保険事業計画について、ご説明いたします。 1 ページをご覧ください。この計画は、国民健康保険事業の健全な運営と被保険者の健康の保持増進を図るために、毎年度策定しているものであります。 はじめに、事業運営上の課題を 6 点あげております。1 点目、人口減少や高齢化の進行により歳入が減少する一方、一人当たりの給付費は上昇傾向であることから厳しい財政運営が予測されます。2 点目、令和 8 年度は、保険税率等を改正しましたが、新潟県は令和 18 年度までに保険料水準の完全統一を目指していることから、今後も国・県の動向や財政状況を踏まえたうえで検討が必要です。3 点目、国保の財政運営の責任主体である新潟県が示す第 2 期新潟県国民健康保険運営方針を踏まえた事業の実施。4 点目、収納率向上対策推進事業による収納率の向上。5 点目、特定健康診査等実施計画に基づく、特定健診・特定保健指導の実施率の向上。最後の 6 点目は、国民健康保険事業の健全な運営に向けた医療費適正化の取組、以上が課題となっております。 そして、これらの課題に対する 7 つの重点項目といたしましては、1 点目、国保財政の収支の収支バランスを踏まえ、次年度以降の適正な保険税率等を検討します。2 点目、第 2 期新潟県国民健康保険運営方針を踏まえ、連携・協力を図りながら事業を推進していきます。3 点目、収納率の向上を図り、予算編成時の予定収納率を確保します。4 点目、個人負担金の無償化、ナッジ理論を活用した受診勧奨を実施し、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上を目指します。5 点目、レセプト点検を国保連合会に委託し、内容点検効果率の向上を図ります。6 点目、医療費通知により、医療費負担の仕組みと被保険者自身の健康意識の理解を深め、医療費の適正化につなげます。7 点目、ジェネリック医薬品差額通知の送付により、利用を促進し、医療費の削減を図ります。 これらに基づく、具体的な事業につきましては、2 ページ以降に記載の

佐藤会長	健康づくり事業ほか4事業をそれぞれ実施してまいります。 令和8年度の事業計画につきましては、以上であります。 ありがとうございました。それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。大変お疲れ様でした。
◎付帯議決等・・・・・・・・なし	
午後 1 時 55 分 閉 会	
五泉市国民健康保険運営協議会 (署 名) 会 長 佐藤 浩 署名委員 杉 山 真 弓	